

(開会)

課長： それでは定刻となりましたので、都市計画審議会を始めさせていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私、都市計画課長の〇〇と申します。よろしく願いいたします。

本年度第1回目の小平市都市計画審議会の開会に先立ちまして、ご任期を満了され、再任された方が3名、新たに任命された方が4名いらっしゃいますので、名簿に沿いましてご紹介させていただきます。なお、ご紹介の後、新たに任命されました新規の委員の方は一言ご挨拶をお願いいたします。

それでは、まず、再任されました3名の委員のお名前をご紹介します。

会長の〇〇委員、農業委員会会長の〇〇委員、小平商工会会長の〇〇委員3名が再任命されました。

今後ともよろしく願いいたします。

次に、新たに就任されました委員をご紹介します。

国土交通大学校校長の〇〇委員がご退任されまして、後任に〇〇校長が新たに就任されました。一言ご挨拶をお願い申し上げます。

委員： 〇〇と申します。今年の6月の終わりから国土交通大学校で仕事させていただいております。どうかよろしく願い申し上げます。

課長： 次に、市議会より新たに、3名の委員が就任されました。名簿に沿いまして、〇〇委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

委員： 市議会の〇〇〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

課長： ありがとうございます。

次に、〇〇委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

委員： 市議会議員の〇〇でございます。よろしく願いいたします。

課長： ありがとうございます。

次に、〇〇委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

委員： 市議会議員の〇〇〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

課長： ありがとうございます。

本日の審議会でございますが、諮問案件が1件、報告案件が2件ございます。

それでは、これより〇〇会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

(開会の辞)

会 長： それでは、改めまして、皆様、こんにちは。
早速ですが、議事に入ります。
ただいまの出席委員数は14名。本日、小平警察署長の〇〇委員から欠席の連絡を受けております。
定足数に達しておりますので、これより平成27年度第1回目の小平市都市計画審議会を開会いたします。
議事録署名人の指名を行います。名簿にあります順に〇〇委員、〇〇委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
次に、傍聴人でございますが、本審議会の傍聴人申し込みが1名あります。1名でございますので、傍聴人と決定いたしましたので、報告いたします。ただいまから入室を許可いたします。

(傍聴人入室)

会 長： それでは、審議に先立ちまして、小林市長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願います。

(市長挨拶)

市 長： 皆さん、こんにちは。小林でございます。
本日は、大変お忙しいところ、本審議会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素から市政に関しましてご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。
本日ご審議をいただきますのは、「小平都市計画生産緑地地区の変更」でございます。

また、報告事項といたしまして、「小平市都市計画マスタープラン改定の取組状況について」及び「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）案」と申しますが、この中間のまとめについてのご報告をさせていただきます。

都市計画をはじめ市政運営に当たりましては、委員の皆様方のご指導、ご支援をいただきながら、小平市都市計画マスタープランに沿ったまちなみを形成し、いきいきとして充実した生活が送れる活力のあるまちづくりを目指して、鋭意努力を続けてまいる所存でございます。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

会 長： どうもありがとうございました。ここで大変恐縮でございますが、市長は所用がございますので、退席いたしますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

(市長退席)

会 長： それでは、これより審議に入ります。

「生産緑地地区の変更」に係るものでございますので、小平市都市計画審議会条例第3条の規定に基づく臨時委員としまして、小平市の農業経営に関する専門家として、東京むさし農業協同組合小平地区総括支店長の〇〇委員に、ご出席をいただきます。

ここで臨時委員の入室をお願いいたします。

(〇〇委員入室)

会 長： それでは、早速でございますので、入室されました臨時委員の〇〇委員に、ご挨拶をお願いいたします。

委 員： 小平地区統括支店長を拝命しております〇〇です。何とぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

先般、JAのほうで、東京大会というのが開かれまして、都市農業振興基本法の制定に伴って、JAグループといたしましても、やはり農地のほうはこれからも保全をしようという新たな決意のもと、開会、開かれましたので、ご報告を申し上げまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

会 長： ありがとうございます。

それでは、27諮問第1号「小平都市計画 生産緑地地区の変更」の提案説明を事務局よりお願いいたします。

課 長： はじめに、資料の確認をさせていただきます。

事前に配布いたしました書類につきましては、資料1、A4判、「小平都市計画 生産緑地地区の変更（小平市決定）」、資料2、A4判、「新旧対照表」、資料3、A0判の1万分の1の地図で「小平都市計画 生産緑地地区 総括図（小平市決定）」、資料4、A3判を折った2、500分の1の地図で、「小平都市計画 生産緑地地区 計画図（小平市決定）」、資料5、A4判の追加指定箇所の写真を印刷したもの、参考資料、A4判、「生産緑地の買取り制度について」でございます。

皆様、不足はございませんでしょうか。

提案説明に入ります前に、まず、簡単に生産緑地の制度と、本諮問案件にかかります資料の見方につきまして、ご説明をさせていただきます。

生産緑地は、都市計画法及び生産緑地法に基づき、三大都市圏の特定市の市街化区域内農地において指定されております。生産緑地法は、都市の緑とオープンスペースの確保による公害・災害等の防止と生活環境の悪化防止、公共施設等の予定地の確保等を図るため、昭和49年に制定されました。

その後、農地の宅地並み課税と平成3年の生産緑地法の改正に伴い、農業を継続するご意思のある方は生産緑地の指定を受け、市内

のほとんどの生産緑地地区が、改正後の新法に基づく平成4年の指定となっております。ちなみに、旧法による地区は、8地区となっております。

生産緑地に指定されますと開発行為等は制限され、原則として30年間営農を行うこととなっております。

参考資料「生産緑地の買取り制度について」をごらんください。

その裏面の「生産緑地地区買取り申出手続き等の流れ」の図の左側をご参照下さい。

生産緑地の所有者の買取りの申出は、①の都市計画の指定の日から30年を経過したとき、②の農業の主たる従事者が死亡したとき、もしくは農業に従事することを不可能とさせる故障が生じたときに市に対し、時価による買取りの申出ができます。買取り申出から1カ月以内に市が買い取る旨、買い取らない旨を通知し、買い取らない場合は農業希望者にあっせんいたします。買取り申出から3カ月であっせん不調の場合は、開発行為等の行為制限が解除されます。市は買取り、または、そのあっせんに努めるものとなっておりますが、財政上の理由や所有者の土地の利活用などから買い取ることができないことが現状でございます。

なお、今回の生産緑地地区に係る都市計画の変更で、買取り申出に伴う行為制限解除によって削除を行う生産緑地は、諸手続などから便宜上1年に1回行っている関係から、平成26年1月から平成26年12月までに買取り申出の手続が行われた地区でございます。その関係から、既に開発行為等が行われている箇所がございます。

また、通常の見取り申出のほか、都市計画事業や開発行為に伴い、都や市の道路になるなど公共施設等に転換される場合には、生産緑地の削除がなされます。

生産緑地の追加指定につきましては、既に農業を営んでいることや面積などを要件といたしまして、1年に1度、生産緑地地区に係る都市計画の変更にあわせて募集を行っております。

生産緑地は農業後継者が不足していることなどがございまして、年々減少しておりますが、良好な都市環境の形成のために、生産緑地の確保は重要な課題となっております。

続きまして、資料の図の見方をご説明いたします。資料4、A3判を折った2、500分の1の地図「小平都市計画生産緑地地区計画図（小平市決定）」をごらんください。

右上のところに、小平市「10分の1」と書かれてございますが、図面の番号となっております。また、地図の中に太い字で数字が

明記されておりますが、生産緑地の地区ごとにつけられている地区番号でございます。

凡例でございますが、縦じまの線の箇所が既存の生産緑地でございます。黒で塗りつぶしてございますのが、今回削除する箇所、緑色の格子柄で囲われてございますのが、追加する箇所でございます。

また、市内全域の生産緑地は、資料3「小平都市計画 生産緑地地区 総括図」の1枚の図に落としております。既指定区域が白抜きとなっている点が、先ほどの図とちょっと異なっているところがございます。

時間の関係もございますので、図面では、それぞれの変更を行う理由ごとに代表の箇所をお示しし、後ほどご質問等がございましたら、補足の説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、27諮問第1号「小平都市計画 生産緑地地区の変更」についてご説明いたします。

はじめに、削除についてご説明いたします。資料1「小平都市計画生産緑地地区の変更」の第2「削除を行う位置及び区域」をごらんください。資料4の図面では、黒塗りの部分となります。地区の全部を削除するものが5地区、一部を削除するものが8地区、計13地区でございます。13地区の内10地区は、買取り申出に伴う行為制限の解除によるもの、2地区は、公共施設等の設置によるもの、残り1地区は、買取り申出に伴う行為制限の解除によるものと、公共施設等の設置によるものが混在する地区でございます。買取り申出による11地区のうち、その理由が農業の主たる従事者の死亡によるものが9地区、故障によるものが2地区でございました。

削除につきましては、買取り申出に伴う行為制限の解除によるものを例に、二つの事例を代表として図面でご説明いたします。

まず、農業の主たる従事者の死亡を理由とした買取り申出によって、全部削除される地区をご説明いたします。

資料4の6ページ、図面番号「10分の6」をごらんください。図面左側で小平消防署西側、地区番号102番、黒く塗りつぶされた箇所が面積2,570㎡の削除でございます。

次に、農業の主たる従事者の故障を理由とする買取り申出によって、地区の一部が削除される地区をご説明いたします。

同じく資料4の2ページ目、図面番号「10分の2」をごらんください。図面右上で野火止め公園北西側、地区番号111番、黒く塗りつぶされた箇所が面積910㎡の削除でございます。

続きまして、追加指定箇所をご説明いたします。資料1に戻りま

して、第3「追加を行う位置及び区域」をごらんください。追加指定は2地区でございます。2地区とも地区の一部を追加指定するものでございます。また、2地区とも新たに追加指定を行うものでございます。

追加につきまして、一つを事例として図面でご説明いたします。

資料4の図面の4ページ目、図面番号「10分の4」、図面中央、新小平駅西側、地区番号87番、緑色の格子柄で囲われた箇所が、地区の一部を追加指定する面積180㎡の追加指定でございます。こちらは既存の生産緑地と連担する指定でございます。資料5の1枚目でございます、地区番号87番の追加指定の写真が当該地でございます。

次に、生産緑地地区の変更後の面積でございますが、資料2「新旧対照表」下段に記載しております合計の欄をごらんください。

平成26年12月に告示しております、変更前の生産緑地地区数380地区、面積約174万4,190㎡に対しまして、削除と追加、精査により、375地区、172万9,390㎡、約172.94haとなっております。

以上が、27諮問第1号「小平都市計画生産緑地地区の変更」に係る提案説明でございます。

なお、本案につきましては、都市計画法の規定により、平成27年10月13日付で東京都との協議を行い、11月6日から11月20日まで2週間縦覧をいたしました。特にご意見はございませんでした。

今後、本都市計画審議会の諮問を経まして、都市計画決定をしてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

会 長： ご苦労さまでした。提案説明が終了いたしました。
それでは、これより質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手してお願いしたいと思います。
〇〇委員。

委 員： 何点か質問いたします。追加になったのがすごく小さなところなんですけれども、これは漏れていたとか、あるいは農機具小屋みたいなのは今までだめだったけれども、それを生産緑地にできるようになったというふうに聞いているんですが、そういう整理をするためにされたのかどうか。指定のときに、なぜこういうふうに、隅切りみたいところが少し追加指定されたりしているかなというふうに思うのですが、なぜこういうことが起こるのかというのと、それ

から、先ほど買取り請求があっても、財政状況から市はなかなか難しいということだったんですけれども、それならばあっせんをするというふうになってはいますけれども、あっせんというのは今まで成立したことがあるのか、直近ではどういふのがあつたのかなというのをお示してください。

それから、結局26年末で、375地区173haになるんでしょうか。これの三多摩での立ち位置というか、この近隣の6市とか8市ぐらいでいいんですけれども、というのは、ほかから視察とかに他市の議員が見えると、小平は本当に緑が多くていいですよとおっしゃるんですよ。年々少なくなっているんですよというお話はするんですけれども、三多摩の中の立ち位置はどうかというのと。あと、もう平成27年末になるわけですから、この1年間の状況はどうだったのかお示してください。

以上です。

会 長： 以上、4点についてお願いします。

担当課長補佐。

課長補佐： 都市計画課課長補佐をしております〇〇でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、1点目の今回の追加指定でございますけれども、こちらにつきましては、平成4年の追加指定の希望を募つた際に、この土地につきましては、所有者側からこの土地の指定を外して、生産緑地の平成4年時の申請があつたということでございます。

それで、今回こちらの180㎡の土地につきましては、いつでも農地転用をして宅地化できる状況になっていたわけなんですけれども、やはり今後の利用計画が見通しが立たないような理由で、生産緑地として追加指定を今回新たにされたというような経過でございます。

それから、2点目のあっせんの実績でございますけれども、私の今の手持ち資料で、平成20年からの記録がございまして、あっせんをして小平市で成立をしたもの、また、農業従事者の方にあっせんをして農地として残つたというような実績は平成20年以降ございません。

それから、近隣市の生産緑地の状況でございます。こちらにつきましては、まず生産緑地として、面積が一番多いという市でございますけれども、1位が八王子市になってございます。2位が町田市、3位が立川市、4位が小平市、5位が清瀬市というような形で、八王子、町田は市の面積がかなり広うございますので、そういった意味では小平市はかなり生産緑地の残りの面積が大きいほうではなか

ろうかというような認識をしてございます。

平成27年の11月末までの状況でございます。来月の末までは受け付けをしておりますので、先月の末までの状況でございますけれども、買取り申出の件数といたしましては、都合14件受けてございます。理由といたしましては、死亡が12件、故障が2件、この買取り申出の総数といたしましては、3.5ha程度を予定してございます。

以上でございます。

委員： どうもありがとうございました。

会長： ○○委員。

委員： 何点か、まず、生産緑地の買取り制度ということでご説明いただいたので、お話が出ましたように、まだ生産緑地の買取りの制度を利用したことがないわけですね。それで、生産緑地法10条、買い取らなければならない条項があるわけですが、それに基づいて買っていることは、このところもう全然ないということですが、小平市の中で、公共用地などのバランスを見た中で、こういう農地の適材地として買う必要はないというような判断なのか。

それともう1点は、農地について、買うという検討を今まで一切したことがないということなのか。それと追加指定ですけれども、以前は追加指定の場合に、用途地域（建ぺい率/容積率）が40/80とか、道路つきで40/80とかそういうところじゃないと受けられないなんていうことも聞いたんですけども、今は、60/200ですか、そういうような制限はなくなってきたんですか。例えば今、アパートが建っているけれども、入居が悪くなったから取り壊して、畑に転用して生産緑地に追加指定することも可能なのでしょうか。その辺について。

会長： 2点ですか。

担当課長補佐。

課長補佐： 市の買取りということでございますけれども、今、申し上げられることといたしましては、生産緑地の中に都市計画施設の予定地になっているところがございますので、その予定地内の生産緑地の買取り申出につきましては、今後の行政需要などを精査いたしまして、財政負担等を見きわめながら個別に判断をさせていただきたいと思っております。

また、そのほかに農地として、ここは必要な農地だというようなことで、市で買い取るかどうかということにつきましては、市で農業をするというようなことではございませんので、都市計画公園ということであれば検討の俎上には上がってくると思っておりますけれども

も、農地として買い取るというような判断をしているということはないと思われます。

それと、追加指定の要件でございますけれども、小平市で生産緑地地区指定基準という基準で定めておまして、要件が5つほどございます。まず、一つといたしまして、一団の農地等の区域であること、それから、500㎡以上の規模があること。あと、公害または災害の防止、公共施設等の敷地の用に供している土地として適している農地であること。四つとして、用排水、農業の継続が可能な条件を備えていること。五つとして、相当な期間にわたって農業経営の継続が維持できるものであること。というようなことを要件としては定めておまして、それに加えて、基本的に農地転用が届出ているところであるとか、あと、買取り申出の行為制限が解除されたところにつきましては、追加指定ができないというようなことを定めております。

ですので、今回例えば、アパート等が元農地ということでございますので、そのアパートが過去に行為制限解除がされていた、もしくは農地転用がされていたというようなことであれば、追加指定の要件には合わないということになってございます。

それ以外の部分につきましては、開墾届を農業委員会に出していただきまして、そこが農地だということで認められて農地台帳に登載されれば、検討の俎上には上がってくるものというふうに判断してございます。

以上でございます。

委員： すみません。初めての委員なので、ちょっと基本的なことをお尋ねしたいのですが、今回、諮問をされている内容が説明されたんですが、答申というのは、いつどのような形で出すのでしょうか。とりあえずそれを伺っておきます。

それから、先ほどの説明で、地図を見ているともう既に開発が終わって、今回12月議会でも、あるいは9月議会で、市道の認定や解除を行うことの議決をするわけなんですけど、その開発行為が終わっているところの道路を認定したり解除したりすると。既に終わっているところが今回出ていたりするタイムラグというんですか、1年間で1回しかやらないということで、初めて理解できたわけなんですけど、もともと2,500分の1の図面というのは、ベースとなっているものは、最新の情報で27年9月18日のベースでできているんでしょうか。要は建物の形状とか、どこが畑になっているのかなっていないとか。なぜかといいますと、例えば10分の4の図面をちょっと見ていただくと、先ほど今回追加を行う区域というと

ころで、よくこのところ通るので、ずっと一団の畑だったのに、この部分だけ指定されていなかったんだと今さらびっくりするわけですけども、あるいは、85、84の間に農地のVマークみたいなやつがあるんですけど、たしかこのあたりだったと思うんですけど、最近開発がされているんですが、結局その前の年に解除されていて、開発がされているのか、もともと生産緑地として位置づけられていないから開発しているのか、この図だけではちょっとよくわからないので、情報としてこの図面がどの程度の精度なのか、お伺いできますでしょうか。

会 長： 担当課長補佐。

課長補佐： こちらの答申の関係でございますけれども、答申といたしましては、この審議会が終了後、会長名によりまして原案のとおり可決されておりますという形で、会長から返事をいただくというような形になっております。

それから、この図面の建物の状況とか精度でございますけれども、基本的には、こちらは東京都が作成しております地形図という図面を使わせていただいているという状況でございます。この地形図といいますのは、5年に一度、東京都が見直して作り直すものでございますので、基本的には5年間は建物の形状とか新規の開発とかの形は反映されないということになってございます。

畑のところは、もう既に宅地開発されているとかいうところがございますけれども、例えば、先ほど委員のご指摘の84番の右隣の畑のところにつきましては、もともと生産緑地ではないということでございますので、農地転用の届出がなされて宅地開発がなされたのではなかろうかと思えます。現在、生産緑地のマークの縦じまがついていても実は宅地開発されているというところがございます。そこにつきましては、来年度の審議会でご審議いただく内容のものでございまして、実質、今回ご審議いただいているものにつきましては、1年前のものを今、審議しているということで、そのタイムラグの関係でずれが生じているものでございます。

以上でございます。

委 員： わかりました。それであるのであれば、答申についてはそこまで進んでいて、昨年のものをああだこうだということでもないと思うんですけども、毎年こういう審査をしているわけだと思うんですが、過去において、例えば、審議会として意見を付して原案の修正をしたことは過去に例があるのでしょうか。

会 長： 担当課長補佐。

課長補佐： そういった例といいますのは、手続上、既に事後報告の形になっ

ておりますので、実態としてはございません。こちらの都市計画決定につきましては、時点的には1年おくれということでご審議いただくことにつきましては、大変心苦しく思っているところではございますけれども、都市計画の手續といたしましては、この審議会の議を経て都市計画決定するという法定手續となっている都合上、開催させていただいているというものでございます。

以上でございます。

委員： わかりました。

会長： ほかに、何かございますでしょうか。

どうぞ。

委員： 簡単な質問、いいですか。幼稚な質問で申しわけないんですけれども。例えば、資料1で削除の理由が書いてございますね。そこに行き制限とか、公共施設とか、それから維持が困難というふうに書いてございますけれども、私たちみたいな市民には、何もわからない人間が見たときには、もう少しわかるように表現してもらいたいなど、市民としても感じるんじゃないかと思いました。

それからもう一つは、2, 000㎡以上の削減が3カ所くらいございますね。102、164、358とございますけれども、その理由が、先ほどお話聞きましたけれども、もう少し詳しく聞きたいなど。

それともう一つ、簡単な話で申しわけないですけど、今、都市計画マスタープランを見ていますけど、これを見た範囲では、例えば、増加とか削減、増加って何が一番大きな主因なのか、削減とは何なのか、あるいは農地が、住宅が削減なのかということですね。その削減についてはいろいろの時事的な問題や法的な問題があると思うんですけど、なぜ削減するのか、増加するのか。小平市は今後どういう目的で、何かを達成するための目標はあるのかということが少し知りたいと思いました。以上です。

会長： 担当課長。

課長補佐： 専門用語の解説ということでございますけれども、一応こちらにつきましましては、もう少し丁寧に、アラカルトという形で説明加えておりますけれども、そういった形でもう少しわかりやすく用語のほうは若干整理はさせていただきたいというふうに思っております。

それから、面積が大きい2, 000㎡超えのものの理由でございますけれども、地区番号102につきましては、こちら農業従事者の方が死亡されまして、後継者がいないということでございます。それから、164も358も同じ理由でございます。

それから、やはり削減の大きな理由といたしましては、今、申し上げたとおり後継者不足、それから担い手が減少しているというこ

とから農地の維持が困難になっているという部分と、相続税の支払いというものがございますので、そういったところから農業従事者の方もやむにやまれず買取りの申出をされて農地を手放されているという認識でございます。

増加のほうの理由ということでございますけれども、現在、追加指定の進めているところではございますけれども、やはり増加の理由、生産緑地として追加指定できるところというのは、大体もともとが農地だったところの部分が多ございますので、そういった意味では、農地が新たに発生するということはなかなか現状として起きづらい部分がございますので、増加の大きい理由というのは見当たらないということでございます。

市といたしましても、どれぐらい農地が必要なのかという目標ですけれども、具体的な数値というものは設定してございません。農地につきましては、市の土地ではございませんので、その辺につきましては、市としては緑は残して行きたいというような思いはございますけれども、できることは限られているというような状況でございます。

以上でございます。

委員： 目的というのはあるのですか。例えば、何年後にはここにしたいとか、このくらいの削減がないように努力するにはどうしたらいいか、何年後にはどうしようかという施策はあるのですか。

課長補佐： 具体的にどういう策を講じればというような目標とか、何年度までにとか数値というものは決定してございませんけれども、やはり農地が減っていく根本的な原因としては、先ほど申し上げたような理由がございますので、例えば、生産緑地の買取りの申出にすぐに対応できるような財政措置の補助金のようなもの、そういったものの創設であるとか、相続税などの土地税制を改正していただく、それから生産緑地制度の指定要件とかをもう少し緩和するとか、そういう形で国に要望はしているところでございます。

以上でございます。

会長： ほかにございませんか。

(なしの声)

会長： それでは、質疑も尽くしたようでございますので、ここで議決を行いたいと存じます。

27 諮問第1号「小平都市計画 生産緑地地区の変更」につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会長： ありがとうございます。

異議なしと認め、決定といたします。

ここで生産緑地地区に係る審議が終わりましたので、臨時委員の〇〇委員はご退席をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(〇〇委員退席)

会 長： それでは続いて、これより報告案件が2件ございます。
担当課より報告の後、質問の時間をとりたいと思います。
それでは、最初に「小平市都市計画マスタープラン改定の取組状況について」、担当課より報告をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

課長補佐： それでは、小平市都市計画マスタープラン改定の取組状況についてのご報告をさせていただきます。

お手元に報告資料①をおとりいただきたいと思います。

昨年8月開催の本審議会におきまして、「改定の基本方針」というものをご報告させていただいておりますことから、その後の取組状況につきましてご報告いたします。

資料を1枚めくっていただきまして、1ページ「1計画改定の背景」及び「2計画の位置付け」でございますけれども、こちらにつきましては、前回の改定の基本方針と報告内容が重複いたしますので、説明のほうは省略させていただきます。

2ページ「3計画改定の体制」でございます。

(1) 小平市都市計画マスタープラン見直し検討委員会の設置でございます。委員構成は10名で、学識経験者、こちら大学の教授の方でございますけれども2名、まちづくりに関係する団体の代表、農業、商業、福祉、環境の4名の団体から代表がいただいております。それから、市民公募4名の都合10名でございます。開催状況につきましては、平成26年11月の事前学習会から第5回目の開催をしているところでございます。

(2) 庁内連絡体制でございます。

都市計画マスタープランの関係課として、18課で連絡会及び作業部会を設置しております。連絡会は、先月までに第6回目の開催をし、情報交換や検討資料の確認をしております。

都市計画マスタープランの改定作業は、平成26年度から3カ年かけて実施しておりますので、来年度末の完成まで、見直し検討委員会及び関係課連絡会において、引き続き検討作業を進めてまいります。

(3) 小平市都市計画マスタープラン全体構想特別委員会でございます。

本マスタープラン全体構想が、市議会での議決事件になったことにより、本年度、委員数13名で設置されたものでございます。先月までに第3回目の開催をしているところでございます。

4 市民等からの意見の収集

(1) 市民アンケート調査でございます。

既に、昨年度と今年度に市内に住所を有する18歳以上の市民を対象として、無作為抽出で2,000件実施しております。実施概要につきましては、資料のとおりでございます。

なお、昨年度実施いたしました「平成26年度小平市都市計画マスタープラン改定市民アンケート調査報告書」皆様のお手元に青い表紙の冊子があると思えますけれども、そちらのほうは、本日机上配布とさせていただきます。

また、本年度実施の調査報告書は、集計、分析途中でございますので、内容が整いましたら、同様に配布いたします。

3ページ(2)まちづくりカフェでございます。

この特徴として、さきのアンケートにご回答された方のみ参加できるものでございます。実施方法は、ワークショップ形式で、コーヒーなどお茶を飲みながらのカフェのような自由な雰囲気意見交換をしていただきました。こちらは先月までに6回開催しております。また、情報を共有するため、議論の様子をまとめた「まちづくりカフェニュース」を開催の都度発行し、対象者への郵送や市のホームページに掲載しました。

(3) まちづくりサロンでございます。

まちづくりカフェが特定者を対象にしているため、不特定多数の市民に対して広く周知を図るため、PRパネル展を3日間3カ所で実施したものでございます。

(4) その他といたしまして、①まちづくりフォーラムでございます。見直し検討委員会の松本委員長と羽貝副委員長にそれぞれご講演をしていただきました。

4ページ②児童・生徒からの意見収集でございます。

次代を担う若者からの意見収集として、中学校3校の学校長のご協力により、市職員によるまちづくりのお話とアンケートを実施させていただきました。

5 今後の主なスケジュールでございます。

(1) 平成27年度予定 ①実施内容としまして、全体構想素案の策定、地域別構想の検討を進めるため、見直し検討委員会、まちづくりカフェ、まちづくりサロンを開催し、平成28年3月にパブリックコメントを実施する予定でございます。

(2) 平成28年度予定は地域別構想の検討、マスタープラン改定の案の作成、議会への議案提出などを検討しながら進めてまいります。

次に、5ページ、小平市都市計画マスタープラン全体構想（検討用資料）のご説明をいたします。なお、全てをご説明する時間がございませんので、要点のみとさせていただきますが、それでも説明が長くなりますことをご容赦ください。

まず、全体構成を見ていただくため、1ページ目に戻っていただきまして、裏表紙の目次をご覧ください。

第1章小平市都市計画マスタープランとは。第2章小平市を取り巻く状況と特徴・課題。第3章まちづくりの見直しの視点。第4章まちづくりの理念と目指すまちの将来像。第5章まちづくりの基本方針。第6章部門別のまちづくり方針（概要）の6章の構成としておりますが、未だ検討過程にある資料のため、今後の検討の中で、章立てや文章の表現が変化することもございます。

それでは、9ページをお開きください。

「第2章小平市を取り巻く状況と特徴・課題」につきまして、「2-1小平市を取り巻く状況」は大きな変更はございませんが、現行マスタープランの改定以降では、①少子化・超高齢社会、人口減少に対応したまちづくりの必要性の高まり、②安全安心なまちづくりへの必要性の高まり、③環境問題や低炭素まちづくりの必要性の高まり、10ページ④基礎自治体への権限移譲による特性を活かしたまちづくりへの対応を掲げております。

11ページ「2-2小平市の特徴・課題」は、①成熟した住宅都市の課題としましては、多くの鉄道駅が利用できるため交通利便性は高いものの、その駅を中心とした生活圏域における都市機能の集積には差があります。そのため、駅周辺は交通結節機能として一定の評価はあるものの、買い物やレクリエーション等に対する評価は駅ごとに差があります。マスタープラン改定に伴い実施した市民アンケート調査におきましても、各機能が集約されたコンパクトなまちづくりの必要性が高くなっています。国が掲げる「コンパクト・プラス・ネットワーク」や東京都の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に示す地域構造への再編の考えのもと、地域特性に応じて、都市機能集約の考え方や交通ネットワークのあり方など、環境にも人にも優しく、誰もが暮らしやすいまちを実現していく必要があります。

12ページに移りまして、黒ポチ、人口急増期に宅地開発された住宅は老朽化が進み更新の時期を迎えています。さらに、この時期

に整備された幅員の狭い道路が多く残っており、安全性や利便性が求められています。また、住宅の更新期に伴う転居等で、地域のつながりが失われる心配があります。

次の黒ポチ、多摩地域の都市計画道路の整備は60%程度進んでいますが、本市の都市計画道路の整備は40%弱にとどまり、道路整備の必要性は依然として高いものとなっています。さらに、今後は高度経済成長期に整備されたさまざまな都市基盤施設の更新も必要となっています。という課題を挙げております。

13ページ「②骨格となる水・みどり」につきましては、課題として、黒ポチ、市内では、約180ヘクタールの農地が生産緑地地区として指定されていますが、高齢化や相続などに伴い宅地などに転用されるため年々減少傾向にあるため、農地や水とみどりの環境を重要な地域資源として捉え、保全・活用を進めていく必要があります。

次の黒ポチ、風致地区は、沿道の土地利用の変更等によって本来の風景を失い、制度の維持が困難な地域もあります。風致地区条例の制定権限及び建築行為の制限に係る許可制限が都から市に移譲されたことから、風致地区の基本的な考え方は維持しつつ、課題解決のために指定の見直しを検討する必要があります。という課題を挙げました。

14ページ「③市民主体のまちづくりが可能な土壌」では、課題として、黒ポチ、小平市民等提案型まちづくり条例が制定され、参加と協働のまちづくりに関する具体的な取組みに向けた仕組みは整えられましたが、制度そのものの認知度が低く、活用されていない現状があります。

次の黒ポチ、市民の主体のまちづくりを促進するため、情報公開の充実や、まちづくりの担い手を育成するための仕組みづくりを進めていく必要があります。という課題を挙げました。

次に、15ページ「第3章まちづくりの見直しの視点」でございます。

「①鉄道駅を活かした都市の方向性を示す」。多くの鉄道駅に恵まれ、通勤・通学等に便利なまちである一方、駅に対して都市としての拠点性が不足しているなどの声が少なくありません。その中で、小川駅西口や小平駅北口の市街地再開発事業、都市計画道路の整備など、都市に変化を与える動きが予定されています。これらを見据えた上で、各駅周辺の特성에応じた役割や、市全体の都市の方向性を示していきます。

「②成熟都市としてのストックを活かしたまちづくりの方向性を

示す」。小平グリーンロードや用水路等で形成された水と緑のネットワーク、比較的高低差のない平らな地形、多くの駅に恵まれて日常の買い物や市外への移動に対する高い利便性等、本来的に「人」に優しいまちの特徴を有している一方、歩行者や自転車の空間が狭い、住宅地においては東西方向に通行がしにくい、まちの賑わいがいないなどの声が上がっています。そのため、市が培ってきた成熟都市としてのストックを活かしながら、市街地再開発事業や都市計画道路の整備等も契機に、少子化・超高齢社会の進行、人口減少を踏まえた、人に優しい誰もが快適なまちづくりの方向性を示していきます。

「③優れた住環境の質を高めるまちづくりの方向性を示す」。鉄道で東京都心部から30分という利便性の高さだけでなく、玉川上水や歴史的に継承されてきた街道沿いの屋敷林、都市の中の農地など豊かな水とみどりに囲まれ、うるおいやゆとりを感じることができる住宅地が形成されています。また、大学や文化施設が多く、世代を超えて交流する場があります。これらの個性ある資源を活かし、小平らしい暮らしを可能とする質の向上を推進していきます。

「④参加と協働のまちづくりを推進する」。本市では、自治基本条例や小平市民等提案型まちづくり条例などの制定により、市民が主体的にまちづくりにかかわることができる環境を整えてきました。また、本市には数多くの大学や大きな企業・工場などがあるほか、ファミリー層なども比較的多く、まちづくりの担い手としての役割が期待できます。このような恵まれた土壌を上手に活用し、市民が積極的にかかわることができる参加と協働のまちづくりを推進します。

以上①から④を見直しの視点として掲げております。

次に16ページ「第4章まちづくりの理念と目指すまちの将来像」ですが、「4-1まちづくりの理念」は、現行のマスタープランと変更ありません。「4-2まちの将来像」は、今後、四角空欄に暮らしのイメージとなる言葉を市民とのワークショップで出たご意見などから埋めていくことにしております。

17ページ「4-3都市構造」は、将来都市構造について、現行マスタープランの駅周辺を中心とした生活圏域の形成を目指すという基本的な考え方は踏襲しつつ、メリハリのある役割・機能分担と互いの交流を支えるネットワークの強化を図ることで、市全体としての都市機能の向上を目指すことにしています。それに当たり、「生活圏域」、「拠点」、「連携軸」の3つの視点を示しています。

まず、「生活圏域（ゾーン）」では、駅や地域の特性を活かした「生活圏域（ゾーン）」を形成し、それぞれが役割・機能分担と互いの交

流を図ることで、市全体としての都市機能や暮らしの質の向上を目指します。下の表は7つの駅周辺ごとに、上段は駅周縁の特性、下段は考えられる将来のまちづくりの方向性を表しました。今後、これらを踏まえて、生活圏域の捉え方を検討し、地域別構想へつなげてまいります。

18ページに移りまして「拠点」でございます。今回、4つの拠点を案として示しました。まず「商業拠点」は、基本的に各駅周縁の商業地域、近隣商業地域を中心に、市の中心的な機能集積、地域に密着した機能集積など、駅ごとの役割や特性に応じた拠点としての位置づけをします。「産業拠点」は、基本的に工業系の機能を担う工業地域及び準工業地域を中心に、大規模な工場などがある地域と住宅地と工場などが混在した地域など、拠点ごとの特性に応じた位置づけをします。「文化・スポーツの交流拠点」は、鷹の台駅周縁、小平駅周縁を多様な世代が交流する「文化・スポーツの交流拠点」として位置づけます。「緑の拠点」は新たな拠点整備に向けて、未整備の都市計画公園について、必要に応じた位置づけをします。

次に、「連携軸」は「交通軸」として、これまでと同様に主要な幹線道路としての都市計画道路と、「鉄道軸」としての各路線を載せました。「水と緑の軸」としましては、小平グリーンロード、風致地区に加え、あかしあ通りを載せました。これらを踏まえて、20ページに「将来都市構造図（仮）」をお示しておりますが、未完成ですので、仮としております。

次に、21ページ「第5章まちづくりの基本方針」でございます。この章は、この後の「第6章部門別のまちづくり方針」が、まちづくりを横軸として捉えた場合、この章は縦軸から捉えたものとお考えいただきたいと思っております。そして、そのまちづくりの基本方針は、「まちの顔をつくる」、「“ひと”が中心のまちをつくる」、「小平らしい暮らしを実現する」の3つとしております。

22ページ「まちづくりの基本方針①」として、「まちの“顔”をつくる」は、小平市では、各鉄道駅周縁中心を生活圏域とし、商業・業務機能、公共交通機能等の整備を進めてきました。今後もその基本的な考え方は踏襲しながら、各鉄道駅周縁の生活圏域の特徴や役割に応じてバランスよく機能を配置し、互いに補完しあうことでより利便性の高い、それぞれが独自の「顔」を持ったまちづくりを目指します。そのために、①圏域ごとの特性を踏まえた機能の集積、強化」として、主な施策としましては、「駅前再開発事業の推進」や「スマートコミュニティの構築」などが考えられます。「②交通ネットワークとターミナル機能の連携・強化」として、「交通ネットワー

クの充実」などの施策が考えられます。

続いて、24ページ「まちづくりの基本方針②」として、「“ひと”中心のまちをつくる」は、小平市は、小平グリーンロードや用水路等による水と緑で形成されたネットワークや、都市計画道路の整備等による道路ネットワークが、まちの拠点をつないでいます。また、比較的高低差が少ない平らな地形であるため、徒歩や自転車等による移動に適しているという特性があります。このような地形的特徴や都市構造上の特徴を活かし、誰もが快適に過ごせる、“ひと”が中心となる都市空間の実現を目指します。

そのために、「①賑わいと交流があふれるまちづくりの推進」として、「あかしあ通りグリーンロード化基本計画の具体化」や「施設マネジメントの推進」などの施策が考えられます。「②人にやさしいまちづくりの推進」として、「道路、公園の整備・見直し」、「福祉のまちづくりの推進」、「健康まちづくりの推進」などの施策が考えられます。「③市民主体のまちづくりルール of 取組み促進」として、「市民主体のまちづくりルールの活用に関する周知・啓発」などの施策が考えられます。

続いて、26ページ「まちづくりの基本方針③」として、「小平らしい暮らしを実現する」は、小平市は、玉川上水などの水に親しむことができる空間、風致地区に指定されている街道沿いの緑あふれるまちなみ、武蔵野新田の開拓の歴史を感じることができる短冊型農地など、豊かな水と緑に囲まれています。また、大学や文化施設が充実した文教都市的な顔も有しています。一方で、鉄道を中心とした都心からのアクセス性に優れている立地特性にあることから市街化が進行しています。その中でも、豊かな自然と住宅地が調和した、良好な住環境が形成されています。今後も、これら貴重な資源を本市の個性として再認識し、その個性を活かした小平らしい暮らしを享受できるまちづくりを目指します。

「①“風景”を活かしたまちづくりの推進」として、「用途地域・風致地区の見直し」、「農地やみどりの保全」、「本市の玄関口となる景観整備」、「大規模施設の更新への対応」、「公共施設の更新への対応」などの施策が考えられます。「②小平の資源を活かしたまちづくりの推進」として、「観光まちづくりの推進」、「農地やみどりの保全・活用」などの施策が考えられます。

次に、27ページ「第6章部門別まちづくり方針」につきましては、概要版となっております。今回の改定案として、5つの方針を示しましたが、基本的に現行マスタープランと同じ項目立てとなっております。ただし、「個性あるまちづくりの方針」というものが、

現行マスタープランにはございましたが、この内容を単体として都市計画マスタープランとして実現させるには、少し難しかったという反省を踏まえまして、項目としては削除しております。しかし、個性あるまちづくりの方針にあった内容につきましては、1から5の項目に振り分けをして記述はしてございます。

なお、次ページ以降の下線がしてある箇所は、現行マスタープランから変更されたものや、新たに加筆したものとなっておりますので、そこを中心にご説明いたします。

28ページ「6-1土地利用の方針」は、「1住宅地」の③「住環境保全に向けた予防的措置の調査・研究や検討」として、空き家対策を加えました。「2番、商業地」につきましては、「①一定の利便性を確保した生活拠点の維持・誘導」、「②地域特性に応じた生活拠点の形成」、「③新たな拠点（賑わい）の位置づけ」を加えました。「3番、工業地」には、「住宅地との混在がみられる地区については、住工調和の土地利用誘導を図ることを基本とし、適宜、今後の土地利用のあり方を検討」という文を加えました。「4番、幹線道路沿道」は、「背後に隣接する住宅地との調和を図った土地利用など、地域特性を踏まえた誘導や保全」という文言を加えました。

30ページ「6-2交通ネットワークの整備方針」は、大きな変更はしておりませんが、「3その他」に小川駅西口や小平駅北口の市街地再開発事業を踏まえた記載を加えました。また、「施設の長寿命化」、「ユニバーサルデザインへの配慮」を加筆しました。

32ページ「6-3安全・安心なまちづくりの方針」は、「1災害に強い市街地・都市基盤等の形成」として、「④建物の耐震診断や耐震工事を促進」、「⑤農地などの市街地における貴重なオープンスペースの確保と隣接する自治体との連携」、「⑥地域の特性に応じた、防災の拠点づくり」、「⑦ライフラインに恵まれた市の特性を活かした防災機能の向上」を加えました。「2日常の暮らしにおける安全・安心の形成」に、「①空き家等に関する課題の解決」、「③住民が集い・交流する場や機会の創出により、地域の防犯意識の向上」を加えました。

33ページ「6-4水と緑のまちづくりの方針」には、「風致地区の保全ならびに見直し」、「都市計画公園や緑地の整備促進」を加筆いたしました。

最後のページでございます。34ページ「6-5良好な住まいづくりの方針」は、「1良好な環境づくり」として、「⑤再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化など、環境に配慮した住宅の普及拡大」、「⑥住宅と工場が混在する地域では、住工の調和を図りながら、

良好な住環境の形成」を加えました。また、「3ふれあいのある住環境づくり」として、「①公共施設の適正な配置と効率的な運営を踏まえ、コミュニティの形成を促進」、「②地域特性を踏まえ、地域資源を活かしたふれあいの場の形成」を新たに加えました。

大変説明が長くなりましたが「小平市都市計画マスタープラン改定の取組状況」の報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

会 長： それでは、報告は終わりました。

ただいまの報告事項、「小平市都市計画マスタープラン改定の取組状況について」、何かご質問がございましたら、お願いたします。

特に、ございませんか。

(なしの声)

会 長： ないようでございますから、それでは以上で、マスタープランにつきましての改定の取組状況についてを終わらせていただきます。

続きまして、報告事項2件目の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）中間のまとめについて」、担当課より報告をお願いたします。

(〇〇課長入室)

課 長： ここで、職員の紹介をさせていただきます。都市計画道路担当課長の〇〇でございます。

担当課長： 都市計画担当課長の〇〇と申します。よろしくお願いたします。

それでは、私から1件報告がございますので、お手元の資料をご参照願います。

私からは、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）中間のまとめ」について、ご報告申し上げます。

現在施行中の「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」の計画期間が平成27年度で終了するため、新たな事業化計画の策定に向けて、東京の都市計画道路が果たすべき役割や整備の基本的な方向性を示した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）中間のまとめ」を取りまとめ、本年5月に公表いたしました。その概要を報告したいと思います。

なお、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」は、平成27年度末に策定予定でございます。

それでは、大きな1番目として、これまでの経過をご説明いたします。

東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を過去3回にわたり策定し、事業の推進に努めてき

ました。現行計画の目標年次は平成27年度としており、より効率的な道路整備を進めるため、区部と多摩地域を統合した東京全体の第四事業化計画を策定することとし、東京都と特別区及び26市2町が共同で調査検討を進めてきました。

お手元の資料の②の2の説明になりますが、中間のまとめの主な内容でございます。

まず、一つとして、道路整備を取り巻く社会状況と都市計画道路の現状と課題についてでございます。こちらには、東京の都市計画道路を取り巻く社会状況、都市計画道路の現状について記載されております。

二つとして、道路整備の「基本理念」と「基本目標」でございます。こちらは東京が目指すべき将来像、道路整備の「基本理念」、道路整備の「基本目標」が記載されております。

三つ目として、将来都市計画道路ネットワークの検証でございます。こちらにつきましては、将来都市計画道路ネットワークの検証における考え方として、検証項目、15項目を記載しております。

4点目としては、優先整備路線の選定でございます。こちらは、優先整備路線の選定における考え方として、選定項目6項目などを記載しております。

以上が、中間のまとめの主な内容でございます。

加えまして、報告資料の②の3になりますが、中間まとめの公表にあわせまして、パブリックコメントを実施しております。こちらの概要もあわせて報告させていただきます。

本年5月26日から6月30日までの間でございますが、東京都において中間のまとめに関するご意見・ご提案を受け付けたところ、155通の提出がございました。内容につきましては、東京都において整理中でございます。

お手元の資料に記載されております主な意見でございます。大きく7点意見が出されております。

一つとしては、道路整備のあり方について。二つとして、将来都市計画道路ネットワークの検証について。三つとして、優先整備路線の選定について。四つとして、計画の見直しについて。五つ目として、情報公開、市民参加について。六つ目として、その他。最後に七つ目として、個別路線の要望についてでございます。

これらの内容につきましては、現在、東京都のホームページまた、市のホームページを通じて情報を公開しているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

- 会 長： 報告は終わりました。
ただいまの報告事項、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）中間のまとめについて」、何かご質問がございましたら、お願いいたします。
〇〇委員。
- 委 員： この都市計画道路の整備方針第四次ですけども、これを見るときに、私たちは、何を一番目安として見ればいいんでしょうか。例えば、3・2・8号線、3・3・3号線のそういうものの順位を一番気にすればよろしいんですか。
- 会 長： 担当課長。
担当課長： 第四次事業化計画、こちらは中間のまとめでございますけども、委員おっしゃるとおり、今後中間のまとめを土台にいたしまして、整備方針を策定することになります。その中では、当然、優先整備路線というものが東京都として施行するものと、市として施行するものがはっきりしてまいりますので、そういう意味では、まだこの中でははっきりしておりませんが、今申し上げたこれを土台にして、優先整備路線がはっきりしてまいりますので、今後、その整備方針案の中では、優先整備路線なども出てまいりますので、そちらのほうをご参考にしていただければと思います。
整備方針案のほうにつきましては、現在、年末の公表に向けて、東京都のほうも準備中というふうに向っておりますので、公表され次第、担当部署のほうでも速やかに、市民の皆様へは情報は提供していきたいというふうに考えております。
以上でございます。
- 会 長： 〇〇委員。
委 員： やはり一番興味があるのが、優先整備路線の選定中で、3・3・3号線だと思うんですね。というのは、青梅街道までの、小平市の半分までずっと来ているわけですね。それからずっと花小金井、町のほうにぽつぽつとですけども、買い取って整備してくれたりとかしているわけですけども、そういう部分でいくと、一番興味持っていて、どうなるのかなと思っているので、先ほど〇〇さんおっしゃっていたように、それが今年の公表ということでよろしいんですか。
- 会 長： 担当課長。
担当課長： 今、委員がおっしゃられた個別の路線の件でございますけども、こちらも含めて整備方針案の中で、案ではございますけれども、都の考え、また市の優先整備路線の考えなどが示されるものと考えております。今、おっしゃった3・3・3号線につきましては、これは小平市だけではなくて、東京都が東西方向の骨格の幹線道路とし

て、さまざまな上位計画の中には位置づけをしている路線でございますので、市といたしましてもその辺の動向については注視しているところでございます。

以上です。

会 長： ○○委員。

委 員： この第四次事業化計画というのは、小平市で事業を行っていく上では、かなりの影響を、この決定によって影響を受けるものなのでしょうか。ちょっと曖昧な質問で申しわけないんですけど。

会 長： 担当課長。

担当課長： 委員おっしゃるとおり、影響という意味では、今までもそうでございますけども、例えば第三次事業化計画におきましても、市の施行としては、小川の方面では今年度末の完成に向けて着手しております3・4・23号線であるとか、あとは、小川駅西口を中心とした小平3・4・10と3・4・21号線の整備であるとか、そういったものも第三次の事業化計画の優先整備路線に位置づけたものを着実に事業化をしております。

第四次事業化計画におきましても、第三次で果たせなかった積み残しの路線なども含めて、事業化計画に位置づけられたものについては、優先的に市として整備を進めていきたいという考えで臨んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

会 長： ○○委員。

委 員： 今の○○委員の発言とも関連するんですけども、まだよくわからないんですが、もう号線別に具体的にこの10年で着手するのは、例えば3・3・3とか、そういう位置づけで資料が出るのかどうか、年度末に。私、以前、道路大会に行ったときにカラー刷りの第三次のものをいただいたんです。ああいうものが第四次として出るのかどうか1点です。

10年間で着手するのと、それから早いうちに着手して、10年間の間に完成のめどを見るとか、供用開始にはならないだろうけれども、そういうのとではえらい違いがあると思うんですけども、そのあたりはどうなのでしょう。それから、東京都が勝手に決めるわけじゃないから、多分、市から材料を提供して、市からこういうものを載せてほしいんだと出されているかと思うんですけども、その内容についてお示してください。

一応3点ですかね。

会 長： 3点について。

担当課長。

担当課長： まず、1点目の今回の方針が策定された後の資料ですけれども、第三次のときもそうでしたけれども、都内の地図の中に、ここからこの場所、都市計画道路は基本的に区間を区切って整備していきますので、その区間のわかる図面もあわせて策定してお示しするような形になります。

2点目の10年間の着手と完成の考え方ですけれども、今、委員のおっしゃったように、優先整備路線というのは10年の中で着手もしくは完成ということで、そういう意味では小平市の事業もそうですけれども、現在の第三次事業化計画の中で、着手から完成まで行けた路線もございます。例えば3・4・10線と21号線などは、この10年間で取り組んで完成まで行きましたけれども、例えば、先ほど申し上げた3・4・23号線という路線につきましては、何とか今年度中に完成、ぎりぎりこの10年の中で着手から完成までいけるかなというところでございます。

したがって、一番望ましいのは着手と完成がこの10年の中でおさまるのがいいわけですが、そうでなかったとしても、その10年の中のどこかで着手までというところがこの基本的な事業化計画の考え方になっております。

最後の3点目の市と東京都で共同で策定をしておりますので、市のそういった策定における材料はということでございますけれども、市からも地域でどういった課題があるかとか、そういった説明は、この策定の中でしているところでございます。例えば、今再開発などの話も出ている小川駅の西口地域の話であるとか、または小平駅の北口、こちらも再開発を中心に地元で話が出ておりますけれども、そういった地域のまちづくりとともに、市としても例えば、3・4・19号線が第三次で積み残しのような形になっておりますので、その整備についても前向きに進めていきたいとか、後は3・4・10号線の延伸、現在3・4・10号線がちょうどこの第三次事業化計画の中で完成部分がちょうどL字型でとまっているわけですが、そちらのほうを府中街道のほうまで鉄道を交差をして延伸をしたいと、こういったような話なども、市からは要望として伝えているところでございます。

以上でございます。

会 長： ○○委員。

委 員： 今、市施行の部分についておっしゃったんですけれども、都施行の部分については、市からここを優先的にとかそういうことは言えないんでしょうか、立場上。それからあと、着手というのは何をもちょうど着手というのか、測量なのか説明会なのか、そのあたり具体的

に教えてください。

担当課長： 都施行につきましては、こちらは東京都も当然東京都をつくるために取り組んでいく道路ということになりますので、市からは都施行についての要望は特にしておりません。

5点目の着手についてでございますけども、こちらは事業認可、都市計画法に基づいて、事業認可を得た段階を着手というふうに捉えております。

以上でございます。

会 長： ほかに。

〇〇委員。

委 員： 今回の関連しますけれども、第三次に位置づけられて積み残しになっている3・4・19とかは、また再度位置づける、四次に位置づけることになるんでしょうか。それはもう既に三次でやるので、新たにそこは位置づけているんだということ早くやれということなのかもしれないです。その位置づけがされるのかされないのか確認をしたいと思います。

もう一つは、市のほうで情報提供はしているということで、市の都市計画道路の整備率は40%に満たないという先ほどの報告がありました。多摩地区では60%程度だということで、小平がもしかして大幅におくれているのであれば、東京都が優先的に小平の真ん中あたりなので、道路というのはネットワークですから、小平全部周りが東京の一市でつながっているわけですね。そういう意味では、3・3・3にしる、市施行の道路にしる、小平が意図しないほどたくさん位置づけられたとか、都は当然10年計画で予算配分しながらそういう位置づけをしてくると思うんですけども、小平市はそれによって、十分それに対応できるようなものを持っているんでしょうか。私は、たくさん位置づけていただけたほうが進むと理解しますので、願っているわけですけども。

会 長： 担当課長。

担当課長： まず、委員からお話のありました3・4・19号線でございますけども、こちらは第三次では、残念ながら事業化のめどは立たなかったわけでございます。とはいうものの、現地の航空測量であるとか、地元への意識調査、交通量調査であるとか前段の取り組みというのは、並行してこれまでも進めてきたところでございます。

したがいまして、市としては第四次事業化計画において、再度3・4・19号線を位置づけて、事業化に持っていきたいという形で東京都には要望しているところでございます。

2点目の優先整備路線が決定したとして、その裏づけというので

しょうか。その事業費的なものも含めてということになります、私どもも市といたしましては、今申し上げた3・4・19号線と、後は先ほども話に触れました3・4・10号線の延伸、西武線を立体交差をいたしまして府中街道と接続すると、この部分につきましては、ぜひ第四次の中で優先整備路線に入れたいということで要望はしております。この策定に入る前から作業は既に独自で入っておりましたので、市としては整備をしていきたいということで、東京都とは情報共有もしてきたところでございます。

そういった中で、特に3・4・10号線の場合は今申し上げたように鉄道との立体交差がございますので、道路整備ではございますけども、土木工事としての費用も大変かさむということで、その辺は庁内の財政部局とも事前に話をしながら長期的な考え方を持って、この2路線については市としても要望をしていき、要望がかなった暁には積極的に事業化を図っていこうと、こういうような意思統一はできているところでございます。

以上でございます。

会 長 :

〇〇委員。

委 員 :

わかりました。そうすると、要望が、突然都がここの路線をやるとか、位置づけたとか、そういう想定外はないと理解してよろしいですか。といいますのは、国分寺駅北口が再開発進んでいますよね。あれの都市計画道路が小平を通過して、たしか五日市街道まで路線ありますので、こういうものも全体から見れば、当然位置づけてもいかなという気はしないでもないもので、そういうところを小平市は念頭に置いていないのに、東京都が、いやここは早くやったほうがいいんじゃないかというような、調整していないものは全く考えられないという理解でよろしいんですね。

会 長 :

担当課長。

担当課長 :

市としてやるべき路線は小平市以外も各市、市のスタンスとして要望しております。また、東京都は東京都として責任を持って整備すべき路線というのは、組織として考えているということで今、委員おっしゃられたような想定外みたいなものは、例えば、市としてはこことここを要望しているのにほかのところ急に湧いたようになるというのは、私どもも想定はしていないということでございます。

以上でございます。

委 員 :

ありがとうございました。

会 長 :

ほかにもございますか。

(なしの声)

会 長： 特にないようでございますので、それでは、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）中間のまとめについて」の質疑を終了いたします。

本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項があるようでございますので、よろしく願います。

課 長： 次回の審議会でございますが、来年の3月18日を予定しております。改めて開催通知をお送りいたしますので、その際よろしく願います。

以上でございます。

（閉会の辞）

会 長： ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第1回小平市都市計画審議会を終了いたします。

どうも長時間にわたりまして、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（閉会）